

これまでの政策評価部会における議論の整理

1 透明性の確保

1.1 安全確保のための活動や事業活動の社会に対する透明性の確保

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 原子力の研究、開発及び利用に関する活動の円滑な実施のためには安全確保のための活動の透明性の確保が重要であり、国、事業者及び研究開発機関は、安全管理の取組や発生した異常事象を公開することが重要である。
- ② 事業活動の社会に対する透明性の確保の観点から、事業者、研究開発機関が行う、地方公共団体との間の安全協定締結、安全確保活動に係る情報の報告及び説明などが重要である。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府等関係行政機関、電気事業者、(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)】

- ① 委員会、審議会、専門部会並びにそれらの議事等を公開し、公開資料センター、PR館、インターネット等を通じて、会議資料、研究成果、関係資料等を一般に公開している。
- ② 原子力施設の故障・トラブル等の情報について、迅速に公開している。

【原子力安全・保安院】

- ① OECD/NEAの国際ワークショップにおいて、行政機関は単なる情報公開を行うのではなく、機関内の意思決定プロセスやそれを踏まえた具体的活動内容の情報提供を行い、それに対する外からのフィードバックを活かしてさらに活動を見直していくべきとの議論があった。
- ② プルサーマルシンポジウムや耐震に関する説明会などを開催した。

【電気事業者、JAEA】

- ① 地元自治体との安全協定に基づき、各種通報連絡を実施しているほか、機器の軽度な故障などを含めた不具合情報を、事象の重要度に合わせて迅速に公表している。

(3) これまでの部会における議論等

- ① 原子力規制や事業の透明性確保のための情報公開と、原子力理解のための広聴・広報活動とは違うという整理をして評価をおこなうべきである。透明性の確保の目的は、原子力活動の円滑な実施のための国民の信頼であるので、その観点から、ステークホルダーである国民、地域社会、現場作業員等の評価を踏まえることも必要ではないか。
- ② 原子力委員会は、原子力政策の基本方針を定め、これに基づく行政活動のあり方について行政当局に指示するのみならず、事に応じて的確かつ迅速に委員会としての見解を示すなどの行動が期待されているところ、見解等を示した場合、より積極的に情報発信すべきではないか。
- ③ 関係行政機関ホームページでの資料公開は、タイミングが遅すぎるのではないか。見解や報告書などは、会議開催の前や決定する前の検討段階のものも掲載してどうか。また、閲覧者にとっての利便性を考え、用語検索が可能なpdf形式での文書掲載が有効ではないか。

→(第16回部会での論点 1-1:透明性の確保)

関係者の活動の透明性は、十分に確保されているか。どこまで、どのように透明性を確保すれば十分であるか、一方的な情報公開にならないようフィードバックしているか。

- ④ 事業者は、地元自治体との間に「安全協定」を締結し、それに基づいた活動を行っており、個々の事業者によって取り組み方が違うことも考えられるため、何らかの「指針」的なものが必要ではないか。

→(第16回部会での論点 1-2:安全協定による透明性の確保)

事業者、研究開発機関は求めに応じて安全協定を締結し、安全確保活動に係る報告、説明を地方公共団体に行うことで、透明性を確保できているか。

1.2 核物質防護強化に伴い、関連情報に秘密を設定することの周知、適正な運用

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国際的な核物質防護の強化の動きに伴い、関連情報に秘密を設定することについては、国は、その趣旨の周知徹底に努めるとともに、その厳格かつ適正な運用に努めることが重要である。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【原子力安全・保安院】

- ① クリアランス制度及び核物質防護の法制化に伴う全国説明会を開催している。

→第16回部会では、「**広聴・広報の充実**」(核セキュリティの確保と見学の可能性の確保を両立させる努力)の項であわせて議論

2 広聴・広報の充実

2.1 広聴活動、広報や対話の活動及び多面的な理解促進活動、

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国、事業者等は、広聴活動により得られた意見等を踏まえて、広報や対話の活動を進めていくべきである。
- ② 国、事業者等は、工夫を凝らしつつ、多面的な理解促進活動を引き続き行っていくべきである。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

- ① 原子力委員会では、国民の意見を聴取する「市民参加懇談会」や原子力政策について説明することを主な目的とした「公開フォーラム」を開催している。
- ② 原子力委員会の決定、見解は公表してから速やかに英訳してホームページに掲載するよう努めている。
- ③ 原子力安全委員会では、学協会の場合における専門家との討論を通じて社会とのコミュニケーションを図る目的で「原子力安全シンポジウム」を開催している。また、原子力発電所等の設置に関して行う安全審査の一環として、「第2次公開ヒアリング」を開催し、その施設固有の安全性について地元住民からの意見を参酌している。

【文部科学省】

- ① 高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開に向けて広報事業を充実・強化している。
- ② 上記及び教育支援への重点化以外の国民理解増進のための事業は、徹底的な見直しを行っている。

【経済産業省】

(資源エネルギー庁)

- ① 原子力広報のあり方について、ニーズ把握の充実、メディアへの情報提供、オピニオンリーダーへの情報提供、広聴・広報施策のフォローアップやPDCAサイクルの構築等々の改善の方向性が原子力部会において示された。これに則り事業の整理・体系化、実施体制見直し、予算確保を2006年度に実施した。
- ② 広報の実施に当たっては、全国広報／個別地点広報に区分し、基本的考え方をそれぞれ定め、国民各層へのきめ細かい施策を実施。さらに、これら施策のフォローアップの一環として、全国を対象とする意識動向調査を活用した事業見直しや

個別事業ごとの期末の成果把握作業を実施する予定である。

- ③ 全国広報ではメディアの有効活用、女性層に着眼した新たなアプローチ、不正確な報道等へのタイムリーな対応を可能とする仕組みの導入(新規)、草の根NPO等との連携を可能とする柔軟なセミナー・フォーラム開催(新規)等の施策を展開、個別地点広報ではローカルマスメディアの活用、各地のニーズに対応した講演会や意見交換会の開催等に引き続き努めている。
- ④ 高レベル放射性廃棄物処分については国民共通の課題であるとの認識を深めるため、特に2005年度以降、全国各地でのシンポジウム展開、広報番組放映、見学会の開催等の積極的な広報を行っている。

(原子力安全・保安院)

- ① ニュースレター、メールマガジン、新聞への広告掲載、パンフレット、CATV等を活用した広聴・広報活動を行い、特に2006年度にはプルサーマルの安全性や新検査制度、クリアランス制度及び保安院活動紹介等のビデオを制作した。さらに幹部による地元自治体訪問・説明、施設等訪問、職員による直接対話促進事業を実施している。
- ② 原子力安全・保安院では、パンフレットにアンケートのハガキを折り込み、サンプル的に読者の意向を把握すること等に努め、この声を反映して広報手段を変えるなどの改善を随時行っている。

【JAEA】

- ① 「一人ひとりが広報マン」という基本姿勢の下、報道対応、広聴・広報、情報公開を三本柱に取組を行っている。広報予算の大幅減に伴い、影響力の大きいプレスへの対応や、ホームページを活用した広報を工夫している。
- ② 成果発表やトラブル情報の記事掲載率の計測及び評価を行ったり、ホームページのアクセス数を把握し、所内の組織別にアクセス数を情報共有し、ホームページの魅力化に努めている。
- ③ 「もんじゅ」の運転再開に向け、敦賀本部が対話の努力を進めている。福井新聞の世論調査によると、再開を容認する率は当初より2倍近くに増加した。

【電気事業者】

- ① 各事業者は、テレビ、ラジオ、新聞・雑誌広告、情報誌、パンフレットなど、多様な広報手段による各立地地域における理解活動を推進している。これに加え、電力業界共通の公益的課題としてプルサーマル計画の推進や地球環境問題に対する取組等への理解促進のため、全国的な広報活動を電気事業連合会にて実施している。今後は高レベル放射性廃棄物処分場選定の全国的な理解促進のためNU

MOの支援を進める。

- ② 電力生産地と消費地の交流イベント開催や産直品の販売の促進を通じ、生産地に対する理解を深める活動行っている。
- ③ 立地地域の各戸訪問による社員と立地地域住民との直接対話や、懇談会、住民説明会等による地元の意見聴取及び事業運営への反映を行っている。

(3) これまでの部会における議論等

- ① 広聴・広報事業は、全国向けと立地地域向けでは広報戦略面で全く対策が異なる。例えば経済産業省で、全国広報では国民全体の知識の底上げや理解の醸成を、個別地点広報では立地促進を目標として、整理して活動しているという基本的な姿勢は評価できるのではないかと。
- ② 地域広報では、電気事業者が地域の一員としていかに認めてもらうかということが重要である一方、広域の広報では、原産協会、電事連、各電気事業者やNUMO等がどのように役割分担すべきか、資源の最適配分の観点から検討すべきである。情報の受け手の状況を把握し、戦略的に情報提供を行うべきではないか。広聴・広報事業の目標を定めた上で、その目標に向けた効果的手段を工夫し、さらに適宜、事業の評価の際に目標と実態とのギャップを分析し、次につなげるべきではないか。
- ③ 広報活動においては、その内容を納得して受け入れるかどうかは、話す人、企業、機関等を信頼するか否かに掛かっている。

→(第16回部会での論点 2-1:広報の最終目標)

広域的広報と個別地点広報のそれぞれにおいて、原子力広報の目標をどのように定め、何に留意しながら戦略を練り、取組を行うべきか。その際、国が前面に出て広報すべきとの国民や地域社会の意向もあるが、資源最適配分の観点から原子力広報における関係者間の役割分担をいかに整理すべきか。

- ④ 評価においては事業ごとに最も効果的なチェックの方法を工夫し、費用対効果の観点からもチェックがなされるべきである。その際、情報発信側の自己宣伝としての評価ではなく、情報受信側の立場から、受信者が得たメリット・ポテンシャルの上昇を評価する取組や、客観的指標の活用等の工夫を行うことが望ましい。毎年の評価を翌年に活かす取組はいまだ不十分ではないか。評価内容は必ずしも良い評価だけではなく、反省点もあって然るべきである。
- ⑤ 原子力に限った話ではないが、広報活動の具体的な目標設定や、その定量化は

困難なのではないか。費用対効果の観点も重要ではあるが、原子力広報の費用対効果の測定は、販促効果を狙ったものとは異なり、困難ではないか。

- ⑥ 先日、クリアランス制度の対象となった初めての搬出がなされたが、国民や地域社会からあまり誤解などがなく、適切な広報がなされた事例だと思われるので、分析をしてフィードバックを行うべきではないか。

→(第16回部会での論点 2-2:広報活動の評価)

関係者は、各々の広報活動の評価をどのように進めるべきか。情報発信側からのみならず、情報受信の立場に立った、広報の成果を重視する評価をいかに行い、かつフィードバックを行うべきか。

- ⑦ 原子力施設の立地地域では当該施設に対して理解が浸透しており、疑問を呈する者も少ないのに、パンフレット配布や説明会等が頻繁に行われすぎているのではないか。もはや地元では全てを見る時間が無いほど広報誌等が氾濫しているので、非立地地域に広報した方が効果的なのではないか。
- ⑧ 広聴・広報は、積極的・効果的なアウトリーチ活動が必要であり、その範囲等の検討が必要ではないか。

→(第16回部会での論点 2-3:立地地域での広報のあり方)

今後、立地地域の広報活動を如何に効果的に実施し、さらなる信頼関係やより積極的な機運の醸成を進めるべきか。他方で、原子力に馴染みのない地域に対する広報活動をいかに進めていくべきか。

- ⑨ 立地地域社会はもはや広報の単なる受容者に留まらず、今後は情報を発信して広報の役割を担ってもらう段階なのではないか。そのためのシステム構築を考えるべきではないか。

→「立地地域社会からの情報発信」については、第16回部会では、「立地地域との共生」の項であわせて議論

- ⑩ 市民は、通常時よりもトラブル発生等の異常時の報道内容に関心を持つものであるので、100回の通常広報よりも1回の緊急時の広報対応の方が大事である。自治体も交えて、緊急時広報の標準的かつ実践的方法をいくつか策定するべきではないか。
- ⑪ 異常時の広報対応は、当事者の対応には限界がある。異常時、事故時に報道や国民に対して解説等を適宜、適切に行うような国民から信頼される第三者(科学者、

有識者等)からなる常設のシステムがあれば効果的なのではないか。なお、行政対応は、時間がかかることと行政判断が入り込むので適役ではないのではないか。

→(第16回部会での論点 2-4:異常時の広報)

これまでの異常時における関係機関の広報の取組をどのように評価できるか。さらに、今後、どのような点に留意して取組を進めるべきか。

- ⑫ 原子力に関する事実誤認や見解の相違を含む報道に対しては、国や研究機関などがその分野の専門家が迅速に反論を行うことが効果的である。この観点から、非営利組織の活用、活動整備を検討するべきではないか。国や研究機関は、誤解に対し、一定の見解や評価を継続的にウェブサイトの活用や冊子の配布等を通して具体的に発信し続けないと、なかなか世論は形成されず、成果は出ないのではないか。

→(第16回部会での論点 2-5:事実誤認等報道への対応)

事実誤認や見解の相違を含む報道に対し、関係者は迅速に情報収集し、発信するよう対応できているのか。

- ⑬ 国民の多くはメディアを通じてもっとも多くの情報を入手するものである。的確な報道がなされるためには、行政機関や事業者の努力とともに、報道関係者の努力も必要であり、これをいかに確保していくかが課題ではないか。
- ⑭ テレビCM等には放送内容の制約(コード)があり、原子力関係の事業の内容をまっとうに広告させてもらえない実態があると聴くが、早急に行政機関が正確な実態を調査した上で、戦うべきなのではないか。当たり障りのない内容の広告では不十分ではないか。

→(第16回部会での論点 2-6:放送コード)

行政機関は、このような制約の実態を把握し、不当な制約に対しては抗議すべきではないか、さらに原子力広報活動の円滑化のため、どのように報道機関、広告代理店等と関係を形成すべきか。

2.2 国が委託して実施する広聴・広報事業のあり方の抜本的な見直し

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国が委託して実施する広聴・広報事業について、そのあり方の抜本的な見直しを行うことにも真摯に取り組んでいく必要がある。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【文部科学省等】

- ① 政府全体の公共調達の適正化の動向に則り、原子力に対する国民の理解増進のための委託契約事業については、全て総合評価落札方式による一般競争入札に移行を完了している。この際、年度単位で業者が入れ替わる可能性があるため、事業の安定的な運営の見通しが効きにくいという課題がある。

(3) これまでの部会における議論等

- ① 数年前のエネルギー政策に関する広報予算の見直しをきっかけとして、ホームページ等で最新の情報発信がなされなくなったのではないか。委託形式の決定や実際の業者選定に当たっては、迅速な情報発信の確保という観点からも評価が必要ではないか。
- ② 国の広報活動はマンネリ化していないか。前例踏襲主義ではなく、新しいアイデアを出していくべきではないか。

→(第16回部会での論点 2-7:国の委託広報事業)

国は、委託して実施する広聴・広報事業の見直しに真摯に取り組んでいるか。

3 学習機会の整備・充実

3.1 小・中・高等学校における指導の充実、教育支援制度の充実及びその活用並びに生涯学習の機会の多様化、

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国、事業者及び研究開発機関は、互いに連携を図り、国民の原子力とエネルギーに関する生涯学習の機会を多様化し、充実することに取り組むことが重要である。
- ② 国は、引き続き、放射線や原子力を含めたエネルギー問題に関する小・中・高等学校における指導の充実や、教育の支援制度の充実に取り組むことが重要である。地方公共団体には、こうした支援制度を積極的に活用することを期待する。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【文部科学省】

- ① エネルギーや原子力に関し、特に教育支援事業への重点化を図り、学校における学習や教員に対する支援などを行っている。教育支援事業の交付自治体数の増加に努めた結果、その数は着実に増加している。また、経済産業省と共催して毎年「原子力の日」ポスターコンクールを通じた関心喚起及び理解促進を実施している。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 高校生以下を対象とした体験型移動展示館、小学生を対象とした産消交流事業等を実施している。

【電気事業者】

- ① 文部科学省や経済産業省と連携し、地域のエネルギー教育の場への講師を派遣すると共に、出前事業、科学実験教室の実施等、多様な学習機会の整備に努めている。

【JAEA】

- ① サイエンスカフェや公開講座など、研究者や技術者自らが、市民との対話を通じて科学技術について関心を高め、科学の魅力やおもしろさに触れる機会を創出している。

(3) これまでの部会における議論等

- ① 高レベル廃棄物処分場の公募などでは、「総論賛成、各論反対」の風潮が未だ根強くあるのではないかと。これを踏まえ、国民の原子力リテラシーに対する底上げが本当になされているかを検討した上で、さらなる広報努力が必要である。国民に期待する原子力リテラシーとは何かを明確にしておくことも必要ではないかと。賛成／反対にかかわらず、正確な科学技術の知識に基づいた議論が国内で展開できるようになることが大切である。
- ② 国民の側のリテラシーだけでなく、原子力を推進する当事者のリテラシーのレベルも高めることも大事ではないかと。

→(第16回部会での論点 3-1:原子力リテラシー)

原子力の必要性を理解せしめ、国民の原子力リテラシーを底上げする取組が本当になされているのか、なされていないとすれば、それはなぜか。正確な科学技術の知識に基づいた議論が展開される地盤をいかに作るべきか。

- ③ 環境関係の専門家のあいだでは原子力の話がタブーである時期があったが、近年は必要性について認識が深まっているのではないかと。
- ④ 幼稚園児の教育から段階的にエネルギーについての教育を積み重ね、エネルギーについての理解の次段階として、原子力についてもしっかり学ばせるべきではないかと。教育ツール開発に際しては、他分野のノウハウを参考にしても良いのではないかと。
- ⑤ エネルギー環境リテラシーとして、原子力に関して総合的に理解する能力を開発することが重要ではないかと。原子力のリスクを他の飛行機事故や石油プラントの事故などと比較し、相対的に評価し位置づける取組が必要ではないかと。

→(第16回部会での論点 3-2:原子力の相対評価)

原子力分野を必要以上に特別視せず、他の産業とも比較するなど、相対的に位置付けて総合的にリスク等の評価をする取組が必要ではないかと。そのための学習ツールの整備・充実は十分か。

3. 2 原子力の知識やリスクコミュニケーション能力を有する人材の育成、学習機会提供に向けた非営利組織の活動のための環境整備

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国、事業者及び研究開発機関は、専門家と国民との間の相互理解活動の担い手となる人材の育成を計画的に行うべきである。
- ② 国及び地方公共団体は、非営利組織がエネルギーや原子力に関する学習機会の提供に向けて自律的な活動を行うための環境の整備を検討するべきである。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【経済産業省】

(資源エネルギー庁)

- ① 原子力関係業務経験者の中から専門知識を有している者を選定し、政府広報事業の現場で説明員等として活用する派遣事業や、地域に根ざした非営利組織(草の根NPO等)が行う勉強会等、理解促進活動や若手オピニオンリーダー育成等に効果が期待できる活動を支援する活動整備事業を2007年度より新規に立ち上げている。

(原子力安全・保安院)

- ① 原子力安全・保安院では、自治体の職員に対し、リスクコミュニケーション技術研修を実施している。

【電気事業者】

- ① 地元大学での寄附講座開設、講師派遣などにより人材育成に協力している。

(3) これまでの部会における議論等

- ① 広報活動においては、その内容を納得して受け入れるかどうかは、話す人、企業、機関等を信頼するか否かに係っている。学習の場では、自分が信頼出来る人から話を聞く機会が多いので、この場を是非活用すべきではないか。
- ② 非営利組織との連携については、グループ数、地域数など、成果を数値化することができるのではないか。
- ③ 地域におけるオピニオンリーダーの養成においては、これまでの組織、団体に頼った人選だけではなく、公募制などの新規参入者を取り込む方法が必要ではないか。これらのリーダーに対しては、普段から自身の教育・研修機会を保証する手段を講じ、リーダーとしての自覚を持って、積極的に活動してもらうことが重要である。
- ④ 国民に原子力エネルギーの必要性を認識してもらうには、原子力施設が立地されていない地域も含め、地域戦略立案、市民団体活動を育成していくことが必要で

あり、国にも、そのような地域活動を支援する体制が必要ではないか。さらに、国と連携した各地域の組織として、例えば地球温暖化では全市町村に「地球温暖化センター」が配置されているが、その一環としてエネルギー啓発も取り扱うことが可能ではないか。

→(第16回部会での論点 3-3:オピニオンリーダー)

原子力の正確な知識を伝達できる者を養成し、かつ、学習する者と信頼関係を形成する取組をいかに推進すべきか。この観点から、非営利組織など草の根ネットワークをいかに養成または活用すべきか。

3.3 核セキュリティの確保と見学の可能性の確保を両立させる努力を期待

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 核物質防護対策の強化により原子力発電所等への立入りが制限されることとなったが、核セキュリティの確保と見学の可能性の確保という二つの要請を両立させるよう事業者において引き続き努力を期待する。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【電気事業者】

- ① 昨今の社会情勢による施設警備強化から、構内の見学を制限している状況にあり、警備上の留意点に配慮しつつ見学コースの工夫やPR館の展示物の充実に努め、見学者に説明しているが、中央制御室で真剣に取り組む操作員等の顔を見る、運転中の炉心の真上に立ち発電所の安定運転等を実感するなどの以前の見学内容と比較すると内容が薄くなっているといわざるを得ず、理解活動という観点では非常に手痛い状況にある。

(3) これまでの部会における議論等

- ① 原子力施設の安全性と健全性を国民に広く認識してもらう最良の手段は、可能な限りの公開であろうことは疑い得ない。核セキュリティの確保を第一義としつつ、核物質防護のレベルを合理的なレベルにおき、各施設において、最大限、可能な範囲で公開に努力し、見学コース作りを工夫するしかないのではないか。
- ② 見学を通じた、放射能や放射線についての理解増進の工夫が特に必要ではない

か。実験炉、廃炉、建設中の炉、訓練施設等の活用についても検討すべき。

→(第16回部会での論点 3-4:原子力施設の見学)

本来、見学者への説明では、現場を見せることが一番効果的であると考えられるところ、核物質防護対策と実物を見学する重要性の相反する要請をいかに実現していくべきか。核物質防護の観点から関連情報に秘密を設定している運用の妥当性については適正に評価されているのか。

4 国民参加

4.1 政策決定過程への国民参画の機会の用意、地方公共団体の住民との相互理解活動に対する協力

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国は、今後も引き続き、公聴会や意見募集を行い、政策決定過程への国民参画の機会を用意することに誠実に取り組んでいかなければならない。
- ② 地方公共団体において行われる住民との相互理解を深めるための様々な活動に対しても、国、事業者や研究開発機関は誠実に協力していくべきである。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

- ① 報告書等の作成過程については、広く国民の意見を求めることとともに、専門部会の報告書案等、全国各地にて「ご意見を聴く会」を開催し、寄せられた意見については、その対応について、部会にて審議している。
- ② 原子力安全委員会では、委員会自らが主要な政策決定を行う場合や、専門審査会で調査審議を行う安全審査について、一般から意見を公募し、寄せられた意見について、十分考慮のうえ、その結果を公表している。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 部会の報告書や主要な見解を取りまとめるに当たって意見公募手続(パブリックコメント)を活用し、寄せられた意見の内容を十分考慮するとともに、結果をインターネットで公表している。
- ② 1980年以降、原子力発電所の新增設に際して公開ヒアリングを実施している。

(3) これまでの部会における議論等

- ① 国が行うパブリックコメントでは、テーマによっては意見の件数が非常に少ないのではないかと。専門的検討等の一般国民との関係が薄いテーマについて関心が低いのはやむを得ないが、重要なテーマに関しても関心が低すぎるのではないかと。意見をさらに集める努力が必要ではないかと。原子力と他の政策との比較もすべきではないかと。
- ② 研究者、自治体職員、関係事業者等を対象に、原子力と社会との関係、原子力政策、エネルギーの長期ビジョン立案等に関心を持たせ、これまでの政策決定過

程を踏まえてのさらなる検討を促すような、論文募集や小規模討論会などを国が企画するなど、政策決定過程への国民参加に対する関心を高める工夫があるのではないかと。

- ③ 国民の原子力政策立案への参加よりも、原子力利用の必要性や安全性についての理解や、原子力政策への理解の向上、国民への浸透のほうが現実的な課題なのではないか。原子力政策の基本方針や必要な規制等は国会の議を経ているが、それに加えて国民の参加を促す意義を説明するべきではないか。

→(第16回部会での論点 4-1:国民参加)

国の政策決定過程への国民参画の機会は十分なのか。この機会提供に際し、何に留意すべきか。一般の関心が低いテーマについていかに世論を喚起することができるのか。

5 国と地方との関係

5.1 地域社会に対する説明・対話、地方公共団体が事業者や国の活動を把握するための取組への協力、国と密接に連携しての地方公共団体による地域住民と国や事業者等との相互理解が着実に進むための措置

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国や事業者等は、地域社会に対して政策や活動の内容を取組の早い段階から丁寧に説明し、対話を重ねることが重要である。
- ② 国や事業者等は、地方公共団体が行う、国や事業者の活動を把握するための様々な取組に協力すべきである。
- ③ 地方公共団体には、このような国や事業者等の取組がなされることを大前提として、原子力発電等に係る判断・評価の際に、国や事業者等の取組を効果的に活用する等、国と密接な連携を図っていくことを期待するとともに、地域住民と国や事業者等との相互理解が着実に進むよう適切な措置を講じることを期待する。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

- ① 原子力政策大綱について原子力関係施設立地自治体の首長に対して委員長が説明するとともに、原子力政策の推進に関して意見交換を行なった。伺った御意見については関係行政官庁に伝え、その対応の企画及び推進状況を評価し、改善を提案する。さらにその結果を踏まえつつ、引き続き、立地地域自治体との対話を進めることとしている。
- ② 原子力委員会は、高レベル放射性廃棄物処分場の概要調査地区公募活動に係る動きについて取りまとめた見解を、全国の知事宛に送付した。

【文部科学省】

- ① 緊急時に地方公共団体が行う原子力防災対策を国として支援すべく、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの充実等を強化している。
- ② 放射線監視等交付金の推進、放射能分析確認調査の推進等、地方公共団体が安全対策のために行う事業に対する支援等を推進している。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 「原子力立国計画」に関する情報提供・説明を立地地域、関係自治体等に対して行い、周知を実施している。さらに、経済産業大臣による、プルサーマル実施や原

子力推進の考え方等、国の考え方の表明を行っている。

- ② 地方公共団体が実施する、原子力発電に関する知識の普及等に資する事業などに交付金を交付している。

【電気事業者、(独)日本原子力研究開発機構】

- ① 地元自治体の議会、地方自治体が開催する住民説明会、研修会、防災訓練等へ参加している。

【地方公共団体】

- ① (次回部会にてヒアリング予定)

(3) これまでの部会における議論等

- ① 現在原子力施設が立地していない地域との相互理解を今後進めるためには、これまで立地地域が培ってきた経験やそれに基づく判断力、正確な現状の説明が不可欠である。その意味で現在の立地地域をもっと大事にすべきである。
- ② 近年の予算削減に伴う地域振興関係の交付金や補助金のカットについては、国は地方自治体に対してしっかりと説明するべきではないか。

→第16回部会では、「立地地域との共生」の項であわせて議論

6 立地地域との共生

6.1 立地地域の発展についてのビジョンの理解及び相互理解活動、原子力施設が所在することを地域振興に生かす取組への積極的な参加

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 原子力施設の立地受入は、地域社会の開発計画の一環として行われることも多いことから、関係者は、立地地域の発展についてのビジョンを理解し、その上で相互理解活動を行うことが重要である。
- ② 事業者、若しくは広域的な関係のある大学や研究開発機関等は、地域の一員であるという自覚のもと、その有する資源やノウハウを広く活用して、原子力施設が所在することを長期的、広域的、総合的な地域振興に生かしていくための取組に企画段階から積極的に参加していくことを期待する。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

- ① 2000年12月に成立した「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき、現在、14道府県を指定地域に指定し、立地地域振興計画の内容に対し支援策を実施している。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 原子力発電所が立地する都道府県、市町村に対し、各自治体が創意工夫を活かして申請するハード・ソフトの事業に対して電源立地地位対策交付金による支援を進めている。効果的な電源地域の振興を図るため、幅広事業を実施することが可能となっている。

【電気事業者】

- ① 地域の雇用促進、地元企業からの調達、地元企業の技術力向上を支援している。
- ② 地域振興ビジョンに対して、もてるノウハウを活用し積極的に参加している。

【JAEA】

- ① 立地県の地域振興構想に参加し、対応している。
- ② 地域社会の活性化支援、地域人材の育成等の観点から、地元大学と連携した実用化プロジェクトなどを推進している。

(3) これまでの部会における議論等

- ① 「共生」という言葉は、人によって受け止め方が違うのではないか。広辞苑によれば共生とは、「ともに所を同じくして生活すること」、「異種の生物が行動的・生理的な結びつきをもち、一緒に生活している状態」などとあるが、原点に立ち戻ってコンセンサスを得ることが大事ではないか。
- ② 立地地域は原子力とどのように共生していて、どのような住民がどのように生活しているのか、見えてきていないことが、最大の反省点ではないか。単に立地する側から原子力について広報するだけではなく、立地された地域からの情報発信も重視する段階に進むべきではないか。現在のような低成長期には、地域が発展しているという実感が特に得にくいかもしれないが、立地地域の人々が直接、原子力発電所が立地している地域で生活するメリット／デメリットを評価し、発信することは有益ではないか。このような情報発信を立地地域自らが進んで行うためのインセンティブや体制を工夫する必要があるのではないか。
- ③ 立地地域には原子力施設だけではなく、多彩な資源があるはずであり、これを活用すれば他地域から人を集められるような魅力ある地域作りができるのではないか。その上で、農村留学のような、立地地域における一定期間の滞在受け入れ等のPR機会を支援し、立地地域の発信力を高めれば良いのではないか。
- ④ 立地地域の住民一人一人にとっては、交付金が自分の生活に直接関係し、在住する県や市が潤っているという意識は低いのではないか。巷では「原子カルネッサンス」と機運が盛り上がっているが、立地地元住民は冷静である。原子力施設について認知度が高く、表立った反対運動も無いが、もう一歩積極的に共生するということには至っていないのが立地地域の実態である。立地地域住民に対しては、その声を聴くだけではなく、なぜ原子力が必要なのか、原子カルネッサンスとは何なのか、根本的な説明を施策側から行う機会も必要ではないか。
- ⑤ 既設地点では、原子力施設の及ぼした経済効果の客観的評価をすべきではないか。原子力施設の経済効果が十分発揮されていない地域もあり、なぜそうなっているか検討すべき。

→(第16回部会での論点 6-1:立地地域からの情報発信)

施設が立地しているメリット／デメリットや具体的な共生の姿について、立地地域からの情報発信力をいかに高め、共生の在り方について、失敗例も含めて個別に評価し、さらには今後の制度運用に繋げるべきか。この際、一部立地地域の住民にとっては交付金制度が身近ではなく、事業の成果が認識されていないとの意見も踏まえ、原子力を取り巻く環境がいまだ改善されない理由をいかに分析すべき

か。個別の地域振興策における各者の役割や成果については、地域住民等に対して適切に情報公開がなされ、認識されるべきではないか。

- ⑥ 原子力施設の立地地域の振興は、本来地元がリーダーシップを執り、長期的視野に立ち、住民の多様な価値観を集約させて目標を定めるべきではないか。その上で、地域の特性を捉え、立地地域のプライドを尊重し、地域が誇りを持って原子力施設とも共存共栄して地域全体の振興に取り組み続けるための関係者の応援が必要ではないか。地元としてもそのような関係者のノウハウや人材を積極的に活用することを検討すべきである。その地域の文化や歴史を尊重し、住民感情に合致する取組方策を検討するべきではないか。関係者が地域振興への取組に参加し、地元に関わり込み、地域の一員として認められることを強く意識することで、地元の原子力への理解を深めることが可能なのではないか。
- ⑦ 地元の意思や希望なしに、押し付けで地元の実態と遊離するような振興策を押し付けることは良くないのではないか。インフラの活用ではなくその整備が目的となってしまうような、一過性、一時的な効果を求めるのではなく、長期に渡って真の意味で地域に浸透し、根付いて、周りにも活性化の波が広がっていくような、持続的発展に寄与する工夫を行うという観点からは、そのような振興策は本来地元が主体となって考えるべきではないか。
- ⑧ 重要なのは地域社会が、そのメンバーたる原子力施設と共生しつつ、持続的に発展していくことであり、この原則を第一に、各々が幅広く知恵を尽くそうということではないか。よって、全国的にアイデアを募るなどの方策も採れば良いのではないか。また、その振興をキックオフさせるためのシーズマネーを国民が感謝と応援の気持ちを含めて出すということではないか。

→(第16回部会での論点 6-2:地域振興)

原子力施設の立地地域の振興は、本来、地元がリーダーシップを執り、地域の持続的発展のために自ら目標を設定すべきである。その上で、関係者はいかに連携し地元に関わり込んで、押し付けや一過性の効果ではなく、地域の歴史、文化など固有の事情とプライドを尊重し、住民感情に合致して真の意味で長期に亘って地域に浸透し、その活性化の波が広がり根付くような、地域の設定した目標に応えられる振興メニュー策を工夫するべきか。

- ⑨ 地域振興は国も含め、関係機関のより積極的な参加が必要なのではないか。国も地元の設定した目標に対応可能なように、振興を支援するメニューをいくつか取り

揃えるなど、知恵を絞るべきではないか。交付金の使い方に関して、国にはコンサルティング機能が欠けているのではないか。既存の財団法人等を一層活用し、単なる事例紹介に留まず、我が国として地域発展の分析・コンサルティング能力を強化する方策を検討すべきではないか。この成果を、絶え間ない制度の見直しに連動させる取組も必要である。

- ⑩ 新規立地地点／既設立地地点や、初期段階／成長段階／成熟段階など、それぞれに地域のおかれている状態や課題が異なるので、過去の事例や実績に倣いつつ戦略を検討すれば良いのではないか。原子力施設の経済効果や地元行政の財政の分析も必要ではないか。

→(第16回部会での論点 6-3:地域振興のコンサルティング)

我が国において、立地地域の発展に関する分析・コンサルティング能力をいかに強化し、交付金の制度改善等にもつなげるべきか。

- ⑪ 研究開発機関は、本業である研究開発の分野で成果を出すことこそが国民や地元から信頼を得ていくことに繋がるので、それに邁進するべきではないか。科学技術の成果を上げて、地域住民の誇りと言われるような研究所を目指すべきではないか。この際、地方への移転を視野に入れても良いのではないか。研究開発機能を活かした、地域共生や広聴・広報の方法を工夫すべきである。独立行政法人なので、独立して自主的に広報活動を行いたい希望がある反面、国民や地域社会からは国が前面に出るべきとの意向があり、独法が必ずしも前面に出ることができないジレンマがある。

→(第16回部会での論点 6-4:研究開発機関と地域との共生)

研究開発機関は、研究開発機能を活かした、地域共生や広聴・広報の方法をいかに工夫すべきか。原子力立地地域の科学技術の理解度が向上したことを例えば小中学校の理科の試験結果などで定量的に判断できないのか。

6.2 交付金が活用された事業の透明性の向上、不断の見直し

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国は、地域の実情に応じて描かれる多様な地域活性化策に対して充当が可能となる電源三法交付金制度の実効性の向上のためにも、交付金が活用された事業の透明性の向上を図るとともに、不断の見直しを行うべきである。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【文部科学省】

- ① 各種交付金制度を整備し、原子力施設の立地地域における公共用施設の整備・運営、産業育成、科学技術振興等を支援し、立地地域の自立的かつ長期的な発展を支援している。近年、各種交付金等を統合するなど施策は大括り化し、交付対象事業は公共用施設等のハードウェア中心から、地元のニーズにあわせてソフト的な地域活性化事業にも使えることとなっている。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 原子力発電所が立地する都道府県、市町村に対し、各自治体が創意工夫を活かして申請するハード・ソフトの事業に対して電源立地地域対策交付金による支援を進めている。効果的な電源地域の振興を図るため、幅広事業を実施することが可能となっている。
- ② 電源立地地域対策交付金を充当した個別事業の名称、交付金充当額、事業総額等さらに、主な道県について、事後評価を資源エネルギー庁のホームページにおいて公表している。

(3) これまでの部会における議論等

- ① これまでの交付とその使い方に疑問を持っている国民は多いのではないか。交付金とは何か、交付金を交付する趣旨は何か、という基本に立ち返るべきではないか。立地地域は交付金に頼らない産業・社会基盤を構築することに努めるべきではないか。
- ② ある一定地域が国の政策に協力したら、利益の衡平の観点から国民が何らかの形でその地域社会の発展のプランを応援するのは当然であり、そういった原理原則を原子力委員会としてより強く発信すべき。
- ③ 原子力施設は危険であり、危険なものを引き受ける代償として交付金を支出しているという誤認の図式が見事にできあがっており、これに原子力に反対する者の取組が加わって急速に反対の世論が形成されるという繰り返しではないか。この事実誤認の払拭から始めなければいけない。
- ④ この原理原則に基づいて交付金制度や特措法による措置が行われているという意識が、事務局たる行政機関の中で弱いのではないか。関係省庁は単なる執行機関に留まることなく危機感を持って、法や制度の趣旨・基本精神を理解し、運用時

にその精神を周知することもあわせて実践し、地元とのさらに積極的な共生を図る取組へ繋げることが必要ではないか。また、交付金の使い方に関して、国にはコンサルティング機能が欠けているのではないか。

- ⑤ 交付金を給付されている地域に対して、「札束でほおをたたく」といった中傷をされることがよくあるが、本来、立地地域は自らの地域振興のために、給付資格のある交付金を要求して活用しているものであり、中傷はあまり気にせず堂々としていけばよいのではないか。
- ⑥ 交付金の使途が自発的であれば、「札束でほおをたたく」という表現にはならないのではないか。その意味で、立地地域が自発的、自立的であることが大事であり、そうでないと予算の投入が生きないのではないか。
- ⑦ 「共生」を考える範囲と施設受け入れに「同意」を必要とする地域の範囲との関係について整理が必要ではないか。

→(第16回部会での論点 6-5:交付金制度の原理原則)

国の政策に協力した一定地域に対し、利益の衡平の観点から国民が感謝の形として、当該地域社会の発展のプランを応援し、キックオフの資金を捻出することは当然であり、こうした交付金制度の原理原則について原子力委員会をはじめとした関係行政機関はいかにコンセンサスを得て、国民全体に浸透させるべきか。

- ⑧ これまで少なからぬ国の予算が投入されてなお、原子力を取り巻く環境が改善されない理由を正確に分析する必要があるのではないか。地域によって共生の実態はまったく異なる。うまくいっているところは大いに宣伝し、そうでないところは実態を一つひとつ分析、評価し、今後の制度運用等に繋げていくべきではないか。
- ⑨ 交付金の運用等において、近隣自治体同士のバランスを欠くことで当該地域間の人口移動等を招き、財政上も致命的な影響を与えることを認識すべきではないか。立地地域としては広報を充実されるよりも、実態として交付金が思うように使え、効果が出る方がありがたい。
- ⑩ 広域自治体と基礎自治体の間で交付金の配分や支給経路についてせめぎ合いがあるが、立地地域の振興策と同時に広域的な地域振興もあわせて検討しなければならないところ、バランスを取って各々が持続的に発展していくという目標に向かって行政が配慮や調整ができないかどうか。
- ⑪ 交付金によって、国が地方に政策を強引に押し付けるという世論が形成されているが、国民の公益と地域社会の振興とは両立できるはずのものであり、交付金制度の趣旨について相互理解を図ることが必要ではないか。

→(第16回部会での論点 6-6:交付金の運用)

原子力の推進や交付金制度の運用にあたっては、国益、広域的な地域振興及び地元へのメリットの同時達成を目標として、「国と地方」(広域自治体及び基礎自治体並びにそれらの首長を含む)の役割分担をいかに整理し、制度を活用すべきか。さらに、地域振興及び原子力事業の円滑な実施の両立の観点から、国及び事業者の取組みは、パートナーとして健全な関係を保ちつつ、推進しているか。